

項目の具体的施策を明らかにしています。少子化対策を市政の中で総合的に展開していくための体制はどのように考えているのでしょうか。少子化問題は伊達市の1つの課や部署だけで対応できるような問題でなく市政の中に専門的、総合的に取り組む組織を立ち上げる必要があると思います。また、行政と住民が一体となつて取り組むべきと思いますが、所見を伺います。

A 出産のための育児休業制度の充実、児童手当

教育行政について

Q 学校の特性、地域的に取り入れることによって、児童・生徒がすやかに成長する条件がより確実なものになると考えます。そのような教育活動を通して、地域に愛着を持ち、新たな地域づくりの担い手になり得る可能性を秘めていると思われま

す。地域や学校の特性を活かした、学校が自主的に計画を立て、使える予算措置が図られているかどうか見解を伺います。

当の拡充、出産育児の心理的負担の緩和が必要と考えられる。また、育児の喜びというものがないといけないのではないかと考えられますので、育児サークルなどの事業についても重要であると考えております。

専門的な組織の立ち上げについては、必要に応じて実行委員会や、検討委員会など、庁内にこだわらず、市民の方々に参加していただいで、そうした組織を立ち上げることは有効であると思います。

菅野 顕光議員

A 伊達市建設計画の豊かな心をはぐくむまちづくり、いわゆる教育分野の将来像と主要施策を踏まえながら、教育委員会としての教育の基本構想を立て、予算を計上いたしました。これまで各

各々が継続的に実施してきたもの、それを十分に尊重して、それぞれ各々の特色を生かした学校経営ができるように、校長の意見を聞き、要望を取り入れた教育予算を編成しました。今後とも創意工

夫をこらしながら、地域の特性を十分生かした教育活動、特色ある学校づくりができる

総合支所長の権限と地域審議会の役割について

Q 地域審議会委員の選任について各々から推薦をすることについては可能かどうか伺います。また、地域審議会の会議の開催について、第1回目は市長が招集することであり、あとは地域審議会の会長が必要と認めるときには開催することになっていますが、この地域審議会独自の活動はどの程度認めるのか伺います。

A 地域審議会委員の選任については、各総合支所長から内申を受けた後に

新市建設計画とマニフェストについて

Q 各町がこれまで進めた振興計画、そして市長のマニフェスト、これらをどのような組織で、いかにして重点

を重視し、旧5町の市民の公平感を損ねず、整合性を保つて新市建設計画を確立、具現化されていくのか。その手順及び判断の方法等について伺

よう、予算執行の方法を十分探って参りたいと考えます。

吉田 恵稔議員

市長が選任するという手続で進めたいと考えます。地域審議会の審議については、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項、その他市長が必要と認める事項が諮問事項であります。ほかに新市建設計画の執行状況の暫定的な部分と公共施設の設置、管理、運営や福祉、消防、廃棄物処理等の対人的施策の実施状況について審議し、市長に意見を述べる事ができます。

高橋 一由議員

を重視し、旧5町の市民の公平感を損ねず、整合性を保つて新市建設計画を確立、具現化されていくのか。その手順及び判断の方法等について伺

います。また、各町から、特に重要課題が示された事務引継ぎ書について、新市建設計画の中にいかに反映されていくものなのか伺います。

A 新市建設計画につきましては、合併した5町それぞれの振興計画に沿った合意であるという認識から、その継承というのは当然最大限に尊重されなければなりません。また、計画への取り組み方も新市建設計画の第5章に、新市の主要施策について記されており、これに沿った判断基準、法に基づき実施計画を策定していきます。旧町から出された事務引継ぎ書につきましては、市長の責任において、具体的な実行計画に反映させていきたいと考えております。

高齢者対策について

大橋イツ子議員

Q 伊達市の高齢者状況を見ると人口減少が進

んでおり、必然的に高齢者人口の比率が高くなっている、社会の生活変化により、核家族社会が広がり、家族と家族の間の生活が遠く、なかなかUターンができない構造になっているのではないのでしょうか。生活基盤である収入形態が年金収入を主力として生活する高齢者が急増しています。市長は伊達市の高齢化についてどのようにとらえているのか、お伺いします。

障がい者施策について

金子 恵美議員

Q 障害者自立支援法が今年4月から施行となりますが、新制度への移行はどのように進められるのか次の4点について伺います。①障がい者福祉サービス利用者説明会を開催すべきだがどうか。②障がい者福祉サービス提供の地域格差を是正し、市内全体に提供できるようどうするのか。③総合支所窓口でも、対応できるよう相談窓口の機能を、どのように充実、強化していくのか。④地域生活支援事業は、市としてどのように進めるのか。

A ①広報誌やホームページに掲載するほか、各地区で開催します。説明会開催要望のあった障がい者等の施設については、既に開催しています。②障がい者福祉サービス基盤の整備については、サービスの格差が生じないよう、広げられないよう努めて参ります。③担当職員の研修等を重ね本庁、支所間の連絡体制を密にし、対応して参ります。④市町村と県との必須事業ですの

で、今後、地域における人材を把握、確保し、サービス基盤の見直しをして参ります。

A 伊達市の高齢化率は全体で24・9%と完全な高齢化社会だと認識しております。核家族化は今後も進んでいきますので、高齢者

と若い世代が一緒に暮らす社会というものを考えていきます。そうすることによって健全な生活、健全な社会というのができると思います。そのような社会の構築に努めていきたいと考えております。

自治基本条例の制定について

佐々木英章議員

Q 自治基本条例は市政の運営の方向性、将来性、市民の権利と市の責務及び義務を定める最高の規範であります。市長は、重要課題として位置づけ、自治基本条例の制定をする必要があると思うが所見を伺います。さらに自治基本条例制定のために住民参加による策定を明確にし、庁内の推進体制及び市民支援、制定後の条例推進体制等について所見を伺います。

A この条例が市政の規範となり、まちづくりの方向を示すものという観点からすると、行政運営あるい

は長期総合計画、そして議会などの諸機関、住民の組織団体と深くかわかることとなります。さらには整合性の保持についての多岐にわたる検証、また市民の理解を得て、共通の認識を形成していくための手続が大事であると思いますし、市政の基本条例として、普遍性を確保することも大切であると考えます。条例制定は大変重要であるがゆえに、ある程度の期間が経過して、市政が軌道に乗って、そして市民と行政との間に一定の協働の関係が構築された時期に検討すべき課題と考えます。

農業の振興について

佐藤 俊博議員

Q 伊達市建設計画の中の農業振興で、農業振興地域整備計画及び農業農村整備事業管理計画の策定が挙げられています。これらの計画は、旧町の計画を集約して

見直しを図るのか。それとも伊達市として新規計画として策定するかによって計画内容が大きく異なると考えますが、いかがでしょうか。農業振興地域整備計画及び農業農村整

備管理計画についての進捗状況について伺います。

A 伊達市の新たな農業振興地域整備計画を策定するにあたり、旧5町の計画を土台としながら、関係機関、団体と協議をして、新しい計画をつくって参りたいと考えております。農業農村整備事業管理計画については、

市が引き継いだ平成27年までの10か年の管理計画でありますが、農業生産基盤整備事業は3地区で、いずれも未着手、農村整備計画事業については、7地区のうち3地区が着手済みです。農地保全管理事業は7地区で、うち1地区が着手済みです。農業振興事業は3地区計画しており、そのうち1地区が着手済みです。

市政を知るよい機会です
議会を傍聴
しましょう

6月定例会は、6月20日からの
予定です。

詳しくは議会事務局へ（☎575-1217）